

西原町立坂田保育所給食調理業務委託 制限付公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

本要項は、西原町立坂田保育所(以下「保育所」という。)へ、給食(昼食・おやつ・離乳食・アレルギー対応食等)の提供を行う事業者(以下「事業者」という。)の募集・選定に当たり、公募型プロポーザルを実施するため、必要な事項を定めるものである。

事業者の募集・選考は、応募書類をもとに、プレゼンテーションを実施したうえで総合的に評価し、安全・安心でおいしい給食の提供を継続して行うことができる、最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

2. 業務内容等

(1)業務名称

西原町立坂田保育所給食調理業務

(2)業務内容

「西原町立坂田保育所給食調理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(3)選定方法

プロポーザル方式による提案内容、提案価格の評価基準を基に、総合的に評価・審査し事業受託候補者を選定する。

(4)委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(1年間)

3. 契約限度額

(1)本業務に係る契約予定の金額は、次に掲げる額(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という)を含む)。を委託期間1年間の上限額とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、町がこの金額で契約することを担保するものではない。

ただし、物価高騰や契約内容の変更その他の事由により契約額等に変更が生じた場合は、町と協議の上、契約内容の変更を行う場合がある。

契約限度額 20,919,000 円(消費税込み)

4. 応募資格要件

応募することができる業者は、次の要件の全てに該当すること。

- (1) 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設において、1回100食以上の調理業務の受託実績が3年以上あり、現在も契約が継続中であること。
- (2) 食品衛生法第52条(昭和22年法律第233号)に規定する「飲食営業の許可(仕出し)」を保健所から受けていること。
- (3) 過去3年間、食品衛生に関し、営業停止や許可取り消し等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 法人格を有し、給食調理業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (5) 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所を有していること。
- (6) 損害賠償を担保できるとともに、以下の要件を満たす履行保証人を立てることができること。
 - ① 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設において、過去5年以内に1回100食以上の調理業務の受託実績が3年以上あること。
 - ② 法人格を有し、給食調理業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
 - ③ その他、契約主体となる応募事業者に準じた要件に該当すること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ② 本町から指名停止措置をうけている者
 - ③ 国税及び地方税を滞納している者
 - ④ 民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の者
 - ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

5. 応募方法等

- (1) 応募に係る関係資料の配布場所及び配布方法

西原町役場福祉部こども課及び町のホームページへ関係資料掲載

(2)応募に係る質問の受付

本実施要項及び別添仕様書に関する質問等は、質問書【様式 A】に記入し、電子メールにより提出すること。(件名を「【質問書】西原町立坂田保育所給食調理業務委託」とすること。)

①質問書受付期限:令和7年10月31日(金)

②提出先:西原町役場福祉部こども課保育所係

(E-mail:hoikusyo@town.nishihara.okinawa.jp)

(4)質問に対する回答

①回答日時:令和7年11月6日(木)(予定)

②回答方法:質問者が特定できないよう加工し、質問一覧を町ホームページへ掲載

6. 現地視察 ※希望者のみ

(1)視察期間 : 令和7年10月22日(水)~10月29日(水)

(2)視察時間 : 保育業務に支障がない範囲の時間帯をこども課より連絡する。

(3)留意事項

① 現地視察希望者は、事前にこども課保育所係まで連絡すること。

連絡先:TEL :098-945-5311

E-mail:hoikusyo@town.nishihara.okinawa.jp

② 調理室の視察を希望する場合は、下記の事項に留意すること。

- ・視察当日から 2 週間以内の検便検査結果を提出すること。
- ・白衣・帽子・調理用靴等は持参すること。
- ・見学時は町の指示に従うこと。

7. 参加意向申出書等の提出

(1)提出期限

令和7年 11 月 10 日(月)15 時00分まで(必着)

(2)提出書類及び部数

ア 参加意向申込書【様式第1号】

イ 会社概要【任意様式】

ウ 賠償責任保険書の写し

エ 登記全部事項証明書

オ 納税証明書

(法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書(直近1か年分))

カ 社会保険料納入確認書 ※社会保険事務所にて発行

キ 誓約書【様式 B】および【様式 C】

※各書類の提出部数については、1部とする。

※イは、既存資料(パンフレット等)でも可とする。

※エ・オ・カについては、原本で提出すること。

(3)提出方法及び場所

西原町役場福祉部こども課保育所係まで持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

[郵送先]〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

西原町役場 福祉部 こども課 保育所係 宛

8. 参加資格の審査

参加資格確認審査及び審査結果の通知

- ① 参加意向申出書等を提出した全ての事業者に対して、応募資格要件を満たす者(以下「提案資格者」という。)に該当するか参加資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書【様式第2号】にて電子メールにより通知する。
- ② 選定された事業者に対しては、結果通知書に加えてプロポーザル関係書類提出依頼書【様式第3号】も併せて通知する。

9. 企画提案書等の提出

(1)提出期限

令和7年11月18日(火)15 時00分まで(必着)

(2)提出書類

ア 提案書(かがみ)【様式第4号】

イ 企画提案書【任意様式】

ウ 実績調書【様式 D】

実績調書のうち、国または地方公共団体と過去2年以内に契約がある場合は契約書を添付すること。

エ 見積書【任意様式】

- ① 本募集要項「3.契約限度額」の範囲内であること
- ② 細な積算内容書(人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等)を添付すること。

オ 決算書類

提出日を含む事業年度前3ヶ年度に係る業者の「貸借対照表」「損益計算書」等財務諸表

カ 履行保証人予定会社(会社概要添付)

(3)提出部数 各9部(正本1部、副本8部(複写可))

(4)企画提案書等の作成要領

- ① 企画提案書は、別紙1「プレゼンテーション審査評価基準等」の評価項目に沿っ

た内容とし、各項目に分けた構成となるよう作成すること。

- ② 企画提案書は、A4 縦・横書き・左長辺綴とし、両面印刷は可とする。
- ③ 書類の規格は、日本工業規格A4判とし、図・表などA3判を使用する場合は三つ折りして、サイズを統一すること。
- ④ A4フラットファイルにファイリングし、インデックスを貼付すること。

(5)提出方法及び場所

提出先:西原町役場 福祉部こども課 保育所係

※事前連絡のうえ持参すること(郵送、電子メール等による提出は不可)。

10. 企画提案書等の審査(書類審査・プレゼンテーション審査)

(1)審査・評価方法

業者の選定に当たっては、西原町プロポーザル実施要綱(平成 26 年要綱第 34 号)に基づき、要綱第5条の規定による審査会を設置し、別に定める評価基準等について、書類審査・プレゼンテーションによる審査・評価を行い、本業務委託契約の優先交渉権者を特定する。

(2)書類審査

- ① 提案資格者が 5 者以上の場合は、企画提案書等の内容を確認し、書類審査を行ったうえで、原則として 4 者を選定する。
- ② 提案資格者が 5 者以下の場合は、応募資格要件の適合を確認したうえで、プレゼンテーション審査の対象とする。

(3)プレゼンテーション審査

- ① プレゼンテーション審査は、原則、対面形式によるものとする。なお、審査の実施場所及び日時等については、令和7年11月20日(木)までに企画提案等提出者へ電子メールにより通知する。
- ② 審査時間は、プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度とする。ただし、パソコン等を使用する場合は、プレゼンテーションの5分前の準備時間を設ける。なお、提案資格者の数によっては、審査時間を変更することがある。
- ③ プレゼンテーションにパソコン等を使用する場合は、提案資格者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターを使用する場合については本町が準備する。使用を希望する際は、事前に連絡すること。
- ④ プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑥ 審査の経緯、内容に関する問い合わせには一切回答しない。
- ⑦ プレゼンテーション審査は非公開とする。

(4)プレゼンテーション審査評価基準等

プレゼンテーション審査における審査項目及び評価基準等は、別紙1「プレゼン

テーション審査評価基準等」のとおりとする。

(5)審査結果及び特定通知

- ① 審査結果については、すべての提案者に対して結果通知書【様式第7号】の書面により通知する。その際、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として特定し、契約手続きについては別途連絡する。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(6)契約協議

- ① 本プロポーザルは、本業務委託契約の優先交渉権者を特定するためであり、契約締結を保証するものではない。
- ② 契約に係る仕様書について、企画提案仕様書及び優先交渉権者からの提案内容を基に作成し、見積書を徴したうえで、予算の範囲内において契約を締結する。この場合の契約締結額は、提出された参考見積書の額と同額とならない場合がある。
- ③ 優先交渉権者との契約協議が整わない場合は、プレゼンテーション審査結果の次点事業者を優先交渉権者として再特定し、契約協議を行うこととする。
- ④ 優先交渉権者が町と本業務の契約を締結しようとする際は、西原町契約規則（平成19年規則第5号）第7条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。但し、同条同項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

11. 公募スケジュール(予定)

内 容	日 程
公募開始日	令和7年10月 21 日(火)
現地視察 ※希望者のみ	令和7年10月 22 日(水)～10月 29 日(水)
質問締切日	令和7年10月 31 日(金)
質問回答日	令和7年11月 6 日(木)
参加意向申出書等提出締切日	令和7年11月 10 日(月) 15:00 まで
参加資格審査結果通知書	令和7年11月 11 日(火)
企画提案書等提出期限	令和7年11月 18 日(火) 15:00 まで
プレゼンテーション審査	令和7年11月27日(木)
審査結果通知	令和7年11月28日(金)
委託契約締結	令和7年12月上旬予定

12. その他

- (1)提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への応募を無効とする。
- (2)本件の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3)応募書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果を生じる責任は、全て応募者の負担とする。
- (4)提出された関係書類等に疑義がある場合は、事務局より応募者へ質問することがある。
- (5)本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (6)本件の参加において、企業連合といった2社(者)以上の業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (7)受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託は不可とする。また、あらかじめ町の承諾を得たうえで、業務の一部を他人に請け負わせる時は、食品衛生および公衆衛生に関する法令等を遵守できる者に対してのみ、再委託することができる。
- (8)提出された書類は、情報公開の請求により西原町情報公開条例に基づき開示することがあるため、開示に支障がある部分については、応募時に書面(任意様式)にて申し出ること。